

佐賀新聞大正期炭坑記事（二）

町田，保次
佐賀行政監察局

<https://doi.org/10.15017/13618>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として．6，pp.38-86，1976-03-15．エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

の多々ありと雖も之を略す。

- 一、明治十年西南騒擾の際尽力せし廉により当時の賞勲局総裁三条実美公より、賞状及び金壱百円を賜わる。
- 一、明治三十年の頃（歳月未詳）警察署敷地寄附の賞として、福岡県知事安場保利氏より銀大杯を贈らる。
- 一、明治三十九年（歳月未詳）道路敷地寄附の賞として、長崎県知事荒川儀五郎氏より銀大杯を贈らる。
- 一、木杯三ツ組及び単個、学校新築其他寄附の為に褒状式十数通。

佐賀新聞大正期炭坑記事 (二)

町田保次

大正三年六月一日

松島炭坑株式会社 第三期 自大正二年十一月 至大正三年 四月 決算公告

貸借対照表

貸方		株券	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
		積立金	一三、〇〇〇、〇〇〇
		借入金	五五〇、〇〇〇、〇〇〇
		預金	八、一二四、七二〇
		前期繰越金	五、三三二、七一五
		当期利益金	一四四、四一八、四八二
合計			二、七二〇、八七五、九一七

借方

起業費	二、四三七、三三四、七七八
貯蔵物品	三五、二五六、二〇九
石炭	一〇八、〇七一、一七五
未決算	七、六八六、六九二
他店勘定	一三一、九六五、七七七
正貨	五六一、二八六
合計	二、七二〇、八七五、九一七

利益金勘定

当季利益金	一四四、四一八、四八二
前期繰越金	五、三三二、七一五
合計	一四九、七五一、一九七

内

役員賞与金	八、七〇〇、〇〇〇
積立金	二〇、〇〇〇、〇〇〇
恩給基金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
配当金(手一割)	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
後期繰越金	一一、〇五一、一九七
右之通りニ候也	
大正三年五月三十一日	

長崎市常盤町三番地 松島炭鉱株式会社
 取締役会長 古賀春一 常務取締役 細 正之助
 取締役 牧田環 頼尊淵之助 藤岡浄吉 荻田延治郎
 馬場卓一 岩田謙三郎

(59頁へ続く)

ぐるの装置なるが、一回に五箱を連結し、凡石炭六七百斤を引き上げと云ふ、其上下の速度を程度にするは、常に唯老人のモートルメ
ンがブレーキと調整器の把手を持ち、側にある回転計をながめなが
ら之を加減するに過ずして誠に巧みなり、斯くして一昼夜に凡そ三百
トンの石炭を引上げと云ふ、其石炭の坑外に持ち来さるるや否や、
直ちにトロコにて男女の夫は二三丁の所を押し行き、棧橋より直
に貨車に投げ入る、

有名なる石炭業家具嶋氏所有炭坑、毛利家所有金田炭坑、其他三井
三菱、古河家所有炭坑は皆此鉄道に沿ひて、電友も亦少からず、去
れど多くの電友諸君を一々訪問するには、限りある短時日のよくす
る所にあざれば、遺憾ながら全く目を閉ぢ、只煙突の黒煙に向て、
電力電燈の第一原動力たる貴き此石炭を濫用せざらんことを祈願し
つつ帰路に就きたりき、
(後略)

(『電気之友』第一一六号)

明治三四年三月十五日号)

(38頁より)

松島炭鉱所在地 長崎県西彼杵郡松島村

大正三年六月八日

両県の石炭産額 福岡鉱務署管内九州山口沖繩九県下に於ける四
月中の石炭産額は二、三三四、九七六、四一八斤にして前月に比し
五七、二六五、〇三二斤を減せり

今佐賀長崎両県の産額は左の如し(註、計数合わず)

△佐賀県

芳谷 七二、九四七、二三二、相知 五二、六二三、五一三
岩屋 一九、七八四、五六〇 杵島 七、八二六、四九〇
杵島第二坑 四四、八九〇、三七〇 久原 七、九八〇、二七三
計 一〇七、〇二一、四三八

△長崎県

高島 三二、七二一、八二九 崎戸 三三、七七九、六七六
松島 四二、六二一、〇四六 松浦 八、〇六五、五九六
香焼 六、九九八、九五〇 計 一〇四、一八七、〇九七
総計 二、三三四、九七六、四一八

尚五月中に於て受理せし鉱業出願件数は試掘に於て福博一六、大
分五、長崎九、熊本一六、宮崎九、鹿児島二六、山口一三、沖繩一、
佐賀四、計八九にして前月に比し四を減じ、採掘は宮崎一、鹿児島
一、計二にして前月と同様なるが、砂鉱の出願はなかりき。

大正三年六月九日

商業登記 一、商号 立山鉱業株式会社 ○本店小城郡北多久村

大字小侍四六九九番地 ○目的 石炭採掘及売買並ニ付帯事業

○設立の年月日 大正三年五月二十五日 ○資本の総額金二十万円、

○一株一金額五十円 ○各株に付払込ミタル株金額金五十円 ○公

告ヲ為ス方法 所轄登記所の公告スル新聞紙 ○取締役の氏名住所

小城郡北多久村大字多久原三三一番地 久良知一敏 同所同番地

久良知行敏 福岡県田川郡後藤寺町大字奈良第一七九一番地 久

良知重彦 同県京都郡豊津村大字彦徳二〇六番地 安藤重夫 小城

(86頁へ続く)

費用を支払うことを得ず。

但し募集人及び紹介人の錯誤粗漏に非らざる事情不得止者に限り旅費のみを支払うことあるべし。

第二十一条 募集鉞夫及び紹介鉞夫の貸与金は満一ケ年誠実に稼働したるときは賞与として給与す。その期間内に退坑又は解雇処分を受けたるときは一時に全部を返納せしむ。

第二十二条 募集人及び紹介人には募集料 若くは紹介料の前貸をなすことを得。

第二十三条 募集鉞夫及び紹介鉞夫には稼働三十方及び六十方後に於て各金五円宛を賞与す。

第二十四条 募集鉞夫及び紹介鉞夫には定約満期賞与を給与することあるべし。

第二十五条 募集鉞夫及び紹介鉞夫は其郷里に於ける農繁時期其他必要不得止事故明瞭なる者に限り期間を定め便宜帰郷せしむる事を得。

附 則

第二十六条 本則は大正七年八月一日より実施す。

達第三一号

全 山

鉞夫募集規定第十三条第十九条中左記の通り改正十一月一日より実施す

大正八年十一月一日

所 長

記

第十三条中

- (二) 宿泊料金七十五銭以内とあるを金一円五銭以内と改正。
 - (三) 昼食料金二十五銭以内とあるを金参拾五銭以内と改正。
- 第十九条中(前略)第十三条の旅費の外日当七拾五銭以内(後略)とあるを金一円と改正。

以 上

(59頁より)

郡北多久村大字小侍四七〇一番地 鶉飼登治郎 ○監査役氏名住所
福岡県田川郡勾金村大字高野一一九四番地ノ二 久良知治市 小城
郡北多久村大字多久二九三八番地 松原為吉 ○存立の時期 設立
ノ日ヨリ滿二十五年 ○大正二年六月五日登記 佐賀区裁判所 多
久出張所

大正三年六月十二日

杵島炭坑の椿事 昨十一日五時四十分頃杵島炭坑の巻綱切断し即
死三名、負傷者七名を生じたりと

大正三年六月十五日

子を思うは親の常なり 佐賀郡久保泉村北島新作の息子治八(二
〇)は昨年十一月頃人の口車に乗せられて沖繩県八重山島内八重山
炭坑に出稼し居れるが一昨日父新作の許に借金ができて帰れぬから
五十円程送ってくれとの手紙来りしかば、新作は我子可愛やの思ひ
に迫られて直ちに送りでも遣りたりき心なれど又誰かの悪謀にては
無きにやと真否如何を調べて下されと昨日佐賀警察署に願ひ出でたり